

## 「地域連携・快適避難所運営モデル事業」の補助金交付要綱及び取扱要領の改正について（概要）

このことについて、当該事業の補助金交付要綱及び取扱要領を改正し、次のとおり令和6年4月1日より交付対象を自主防災組織等の団体のみとしました。

	改正前	改正後
交付対象	市町村及び自主防災組織や自治会等、自主的に防災活動を行う団体（婦人会や協議会等、法人格を有しない任意団体を含む）	<u>自主防災組織や自治会等、自主的に防災活動を行う団体（婦人会や協議会等、法人格を有しない任意団体を含む）</u>
交付方法	市町村 県から市町村へ交付  市町村以外 県から交付対象へ直接交付	<u>県から交付対象へ直接交付</u>
補助金額	市町村 下限100千円 上限500千円  市町村以外 上限100千円	<u>上限100千円</u>
対象経費	市町村・市町村以外 備品購入費は補助対象経費全体の2分の1以内とする	<u>備品購入費は補助対象経費全体の2分の1以内とする</u>